

地方公共団体情報システムにおける 文字要件の運用に関する検討会（第8回）

日時：2024年3月28日（木）10:00～12:00

開催方法：砂防会館 別館・オンライン

議事

1. 第7回検討会振り返り（文字要件の改定について）
2. 文字要件の改定について
3. 実証事業報告について
4. 周知・広報について
5. 3月末公開資料について
6. その他

1. 第7回検討会振り返り（文字要件の改定について）

1.第7回検討会振り返り（文字要件の改定について）

現行規定：連携はMJ+



第7回検討会で提示した改定案：**標準準拠システム間が従来の文字セットを利用する場合は、従来の文字セットでの連携も可能**とする。ただし、この場合も任意のタイミングでMJ+（氏名等）又はJISX0213（氏名等以外）で連携ファイルとして出力できることとする。



【第7回検討会意見】

- 経過措置中の連携について、否定はしないものの、実務としてはダイレクトに氏名の漢字だけで連携させることは無いと思われる。間違いが無いように統合宛名かマイナンバーでやるのが基本だと思う。仕様として決められるのは差し支えないが、実務上では利用されるものでもない。
- ベンダからすれば、全てのベンダが願ったり叶ったりというわけではないと思われるので、経過措置期間中ということを立て付けたうえで、ご連絡いただければと思う。
- 暫定措置が認められた結果、「これでも良いなら他のシステムは住記システムと同じ文字にしてほしい」という圧が入ってしまうことは非常に懸念している。
- 「この検討会は何のための検討会であったのか」と暗い気持ちになっていた。今の状況と何も変わらなくなっていた。

2. 文字要件の改定について

2.文字要件の改定について

(1) 改定案について

①経過措置期間について

【改定案】

戸籍システム及び戸籍附票システム以外のシステムは、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで、従来の文字セット及び文字フォントを使用することは、経過措置として可能とするが、その経過措置の期間については、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムの所要の移行完了の期限を目途とし、移行状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

②経過措置期間中の連携について

前回の検討会でのご意見や自治体、事業者からのご意見を踏まえ、現行のとおり経過措置を適用する場合においても連携については行政事務標準文字で行うこととする。

③未登録文字の取扱い

以下のとおり一部文言を修正

【改定案】

文字フォントに収録されていない文字を連携した際に、受信側のシステムにおいてアラート等を表示して注意喚起をする ~~とともに職員が確認・修正等個別に対応できる~~ことも可能とする。

④文字符号化方式について

実装部分の規定のため以下の文言を削除

【改定案】

~~なお、標準準拠システム内の符号化方式については、UTF-8又はUTF-16とする。~~

(2) 全国意見照会

①依頼先

全国地方公共団体、標準準拠システムの開発等を行う（予定を含む。）ベンダ、関係省庁

②意見照会期間

令和6年3月25日（月）～ 4月5日（金）

3. 実証事業報告について

3. 実証事業報告について

(1) 同定支援ツール実証事業の目的

令和6年2月に策定された「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第3.1版】」の2.3「文字要件」において「デジタル庁は、関係機関との連携の下、文字フォントや同定支援ツール及び代替マップの管理運用の環境を整備し、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組に積極的に協力をする事業者や市区町村と段階的に実証することとする。」としている。

今回の実証事業は、同定支援ツールの精度向上（β版⇒1.0版）及び同定できない文字の取扱検討・手順書の策定を行うことを目的としている。

(2) 実証事業概要

○実証内容

①同定支援ツールの精度向上

自治体にご協力いただき、同定支援ツールのチューニング（文字の字形のデザイン差の影響を低減させる処理）を実施。

②同定できなかった文字の取扱いの検討

3自治体にご協力いただき、同定支援ツールを用いて同定できなかった文字がどこで使用されている文字かを調査、パターン分けを行います。実証事業の中で、3自治体及び有識者からなるWTを設置して、パターン別の文字の取扱いを検討

③外部印刷に係る実証について

事業者にご協力いただき、印刷の実証を行うとともに、フォントファイルの提供方法など検証

○実証期間

令和5年9月～令和6年3月

3. 実証事業報告について

(3) 実証事業結果

① 同定支援ツールの精度向上

- ・ 協力自治体数
113団体
- ・ 実施内容

自治体より実際に標準化対象事務システムで、使用されている文字を収集し、同定支援ツールのチューニング（文字の字形のデザイン差の影響を低減させる処理）を実施。

実証自治体を公募し、応募があった自治体が保有する外字情報を収集する



自治体から収集した外字について同定支援ツール(β版)で同定処理を実施し、目視同定結果と比較する



同定結果に差異があるものについてツールの調整を行い、再度結果確認することで差異の解消を試みる



同定支援ツールが同定先とみなす閾値を調整する

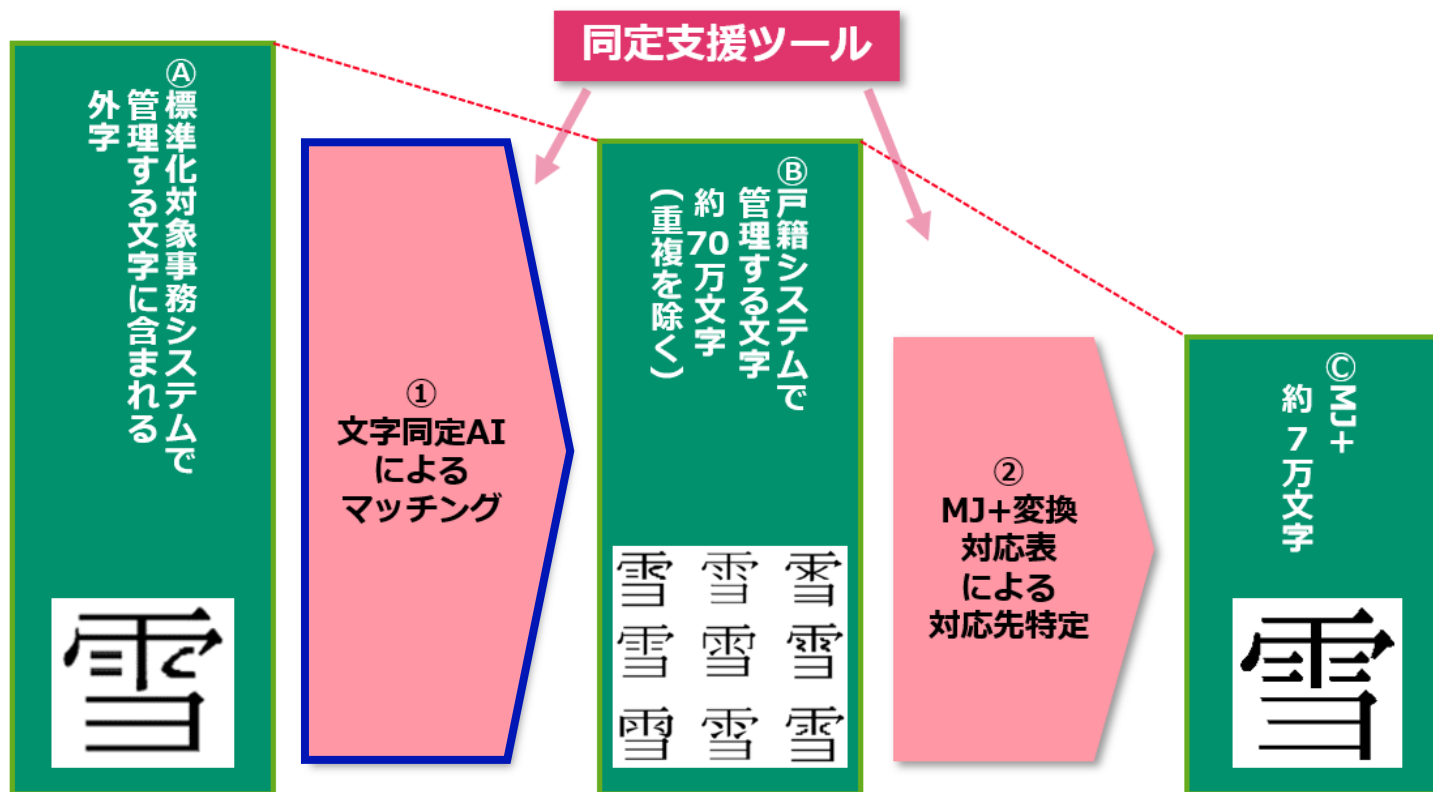


同定支援ツールの検証と調整

3. 実証事業報告について


今回の精度
向上部分

- ① 文字同定AIを用いて戸籍システムで管理する文字にマッチングする
- ② MJ+変換対応表を用いて戸籍文字に対応付けられたMJ+の文字を出力する

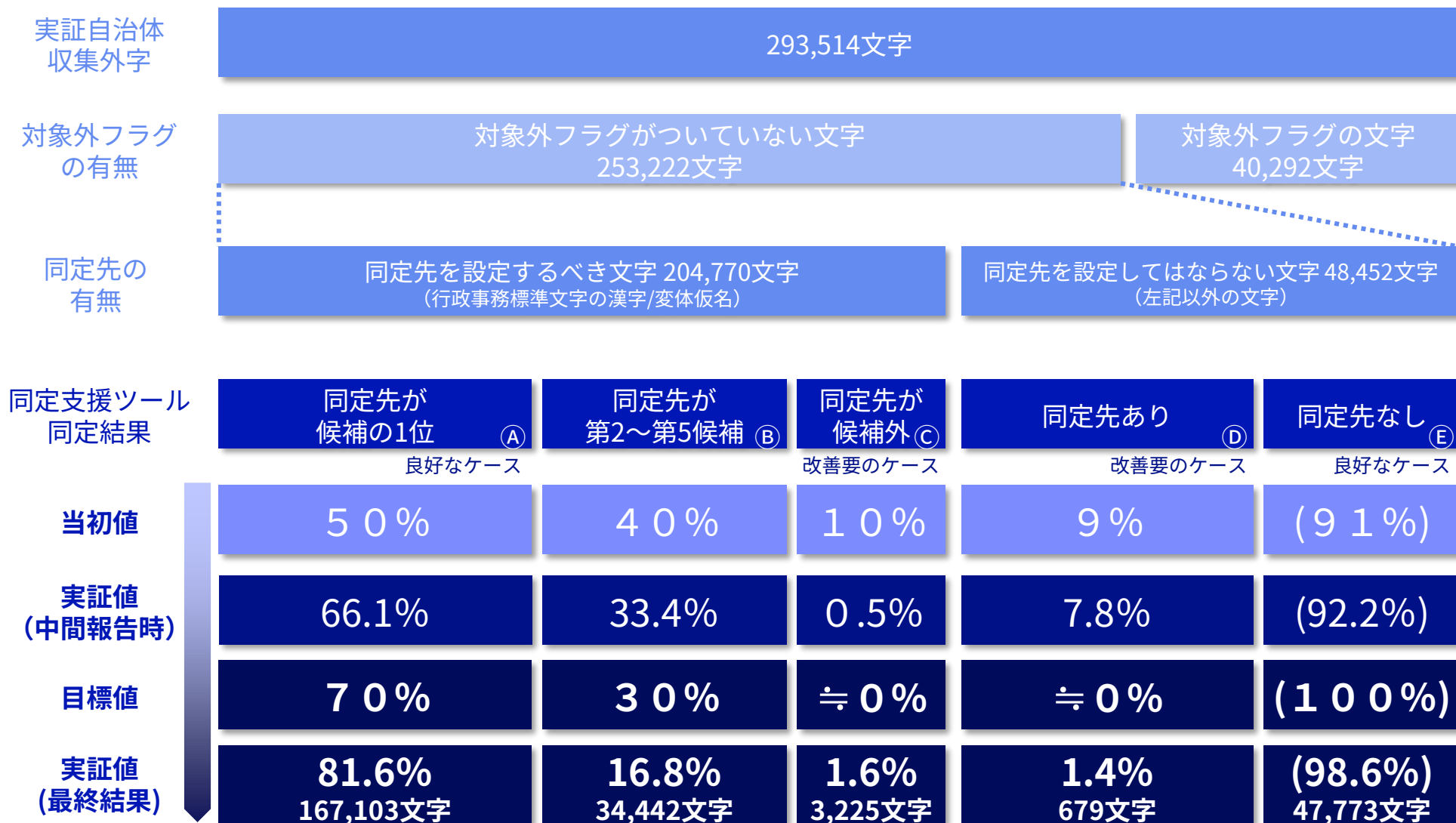


3. 実証事業報告について

同定支援ツール精度向上のための検討事項と取組結果

検討事項	取組	取組結果
<ul style="list-style-type: none">目視チェックで同定先がない外字に対しAIが同定先を無理やり確定しないように閾値を厳しくすると、第一候補でAIが同定できる割合が減少してしまう。	<ul style="list-style-type: none">候補となる字形ごとに適切な閾値が異なる可能性があり、字形ごとに閾値の設定を行う。	<ul style="list-style-type: none">人とAIの結果に差がある字形について重点的に閾値の設定を行うことで、同定先のない外字に対し同定先を確定してしまう割合を7%程度、低減することができた。
<ul style="list-style-type: none">行政事務標準文字は約7万文字あり、IVS文字など、僅かな字形差の文字が多く含まれている。文字同定AIがそれらを見分ける精度を向上させる必要がある。 <div data-bbox="93 1078 735 1199"></div>	<ul style="list-style-type: none">内部的に違いを見分ける別のAIを組み合わせることで第一候補の同定率を向上させる。それでも違いを見分けることができないものについては複数の候補を提示することになる見込み。	<ul style="list-style-type: none">僅かな字形差を見分けるAIモデルを組み合わせ、別字形として判断すべき場合はそのように調整を行い、同一字形と見なせる閾値を緩めることで、第一候補での同定率を約10%向上させることができた。

同定支援ツールの精度向上結果



※同定すべき文字、すべきでない文字に分けて割合を算出しているため、それぞれの合計が100%となる。

3. 実証事業報告について

②同定できなかった文字の取扱いの検討

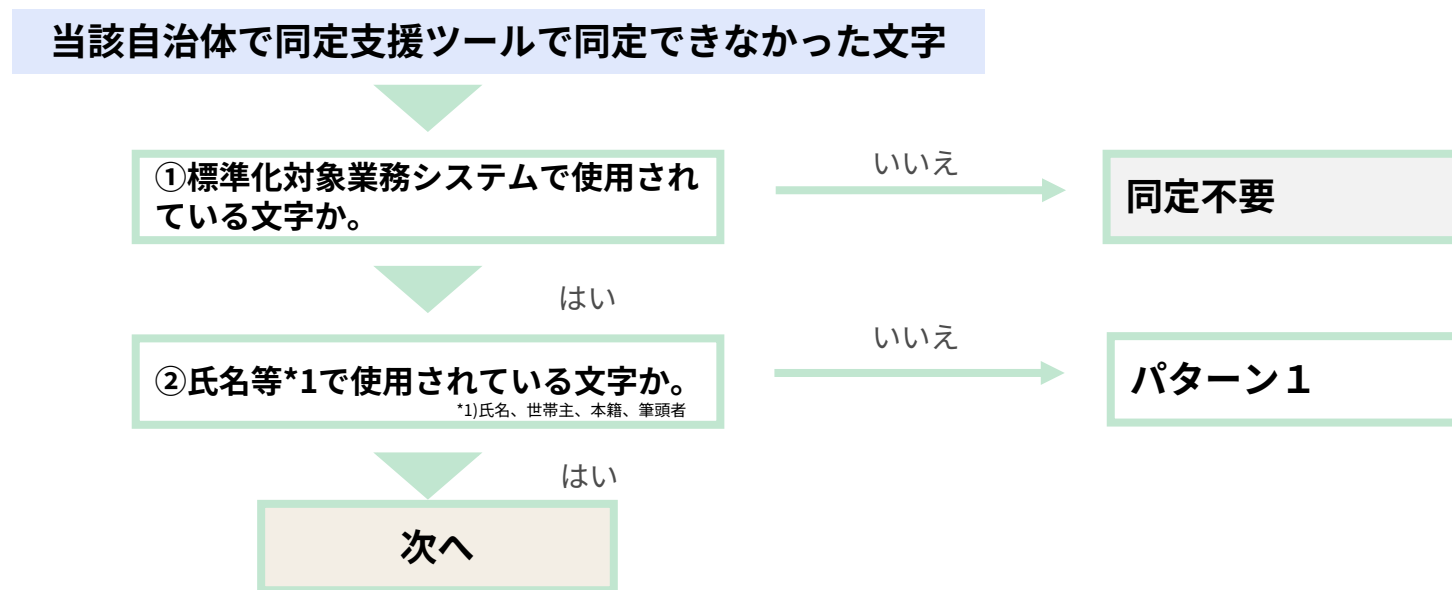
1. 地方公共団体情報システムにおける文字要件の検討に関するワーキングチームにおける検討

令和6年1月、2月、3月に開催し、同定支援ツールを用いても同定できない文字の取扱いについて検討した。

2. 同定できない文字の取扱い手順

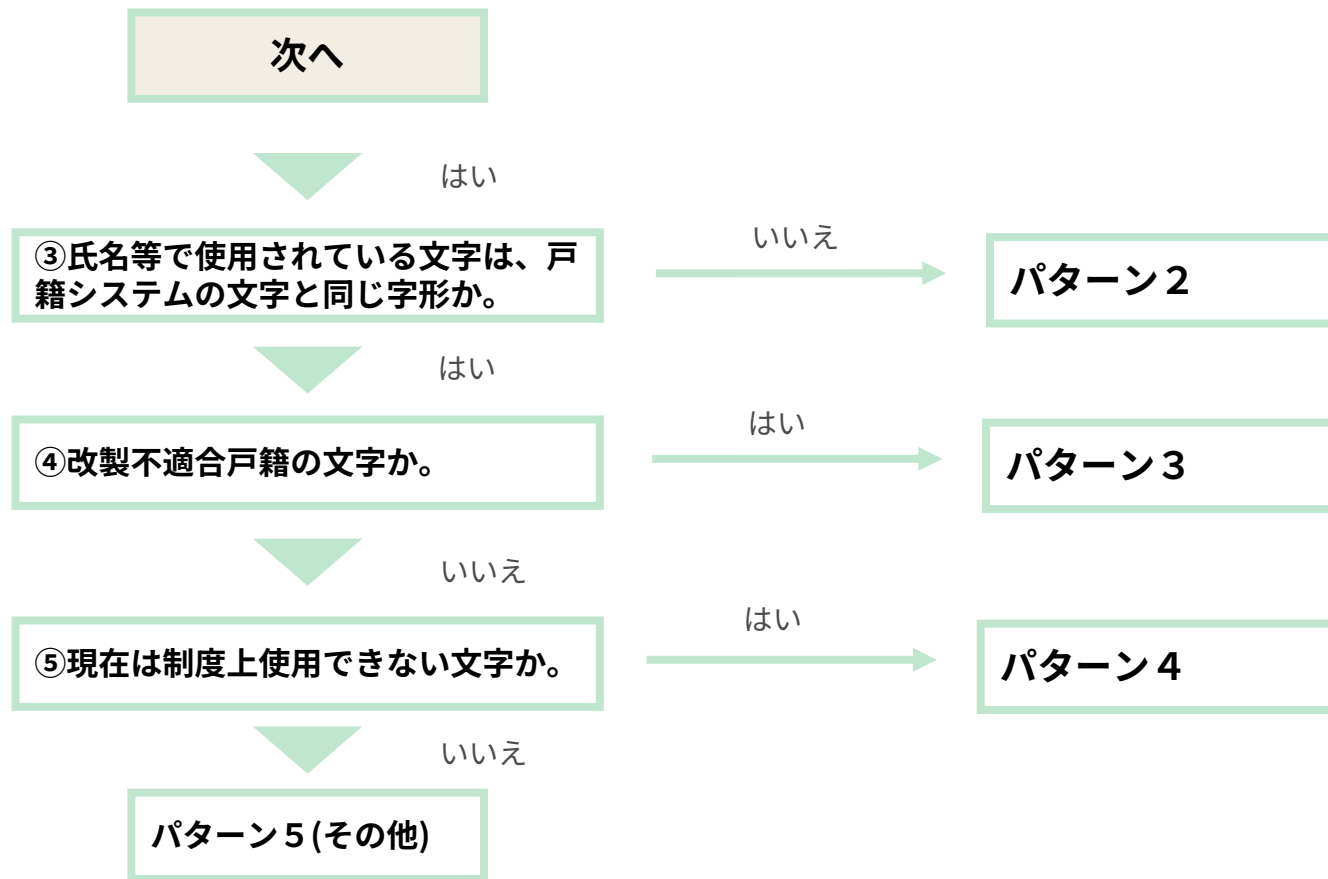
(1) 同定できなかった文字のパターン分け

【ステップ1】 まずは、プログラム等を使って、①と②を実施



3. 実証事業報告について

【ステップ2】その後、氏名等を特定し、特定した氏名等の文字を③④⑤のパターン分けを実施



3. 実証事業報告について

(2) パターン別の対応方法の検討

①標準化対象業務システムで使用されていない文字

⇒同定の対象外

②氏名等で使用されていない文字（屋号・企業名）

⇒MJ+に同定(or代替)、自治体の事情に応じて個別対応も可

➤論点

- 固定資産税や法人住民税、軽自動車税（種別割）業務において、システム上、屋号や企業名を行政事務標準文字に置き換えることは問題ないか。
- 令和7年度に向けて、登記統一文字の取扱いをどうするか。
- 個別対応は具体的にこういった対応がとれるか。

③氏名等で使用されている文字

- ・当該自治体が本籍地の場合 ⇒戸籍照会を行いMJ+に同定(or代替)
- ・当該自治体が本籍地ではない場合 ⇒本籍地に照会して、MJ+に同定(or代替)
- ・住登外者の場合 ⇒住所地に確認。MJ+に同定(or代替)

➤論点

- 文字同定で戸籍照会が可能か。
- 住登外者は住所地に照会することが可能か。
- 住登外者の氏名はどのように定めているのか。（外国人について規定はあるか。固定資産保持者、被保険者等）

3. 実証事業報告について

④改製不適合戸籍の場合 ⇒MJ+に同定(or代替)、MJ+に同定できないものはデジタル庁へ提出いただき、関係省庁と検討

➤ 論点

○改製不適合についてデザイン差であれば、同定をするのか。またデザイン差を超えるものについてはどのように取扱うのか。

⑤制度上使用できない文字 ⇒制度上使用できる文字(戸籍の正字等) に同定(or代替)

⑥制度上使用できる文字 ⇒MJ+に同定(or代替)

➤ 論点

○方書で使用できる文字の範囲の確認及び範囲の協議

○外国の住所で使用できる文字の範囲の確認、システム上外国の住所を行政事務標準文字に置き換えることは問題ないか。

3. 実証事業報告について

③ 外部印刷に係る実証について

自治体のご協力のもと、実際に外部印刷を行っているレイアウト及びベータ版行政事務標準明朝フォントファイルなどを用いてテスト印刷及びヒアリングを実施。

・ 現行の印刷までの流れ

3～4月前に入札を実施し、事業者を決定



印刷用のデータの納期を事業者と調整



1月半前にテストデータにて事前チェック



1月前に本番データを作成し、事業者へ提供

・ 現行のデータ提供方法

自治体の転送サービスにて印刷用のデータ（txt形式）及び外字ファイルを提供
MS明朝+外字ファイルで印刷を実施

・ 標準化後の懸念事項等

【自治体】

データレイアウトや帳票レイアウトが今までと変更になる可能性が高いため、事業者側のプログラム変更は必要になると思うが、外字の同定作業に問題がなければ今までどおり印刷できていると思っている。

【事業者】

フォントファイルを購入する必要があるのか。⇒参考フォントは無料で公開予定。

フォントファイルを2つ使用するのは技術的に困難なため、対応できない事業者もあるのではないかと懸念。

⇒参考フォントとして（仮称）基本フォントを作成予定。

3. 実証事業報告について

・テスト印刷結果

赤い破線枠のとおり、当庁で提供したレイアウトのデータとおりベータ版行政事務標準明朝フォントファイルに実装されている文字の印字を確認できた。行政事務標準明朝フォントでは、文字コードにPUPを使用しているが、問題なく印字されていることを確認できた。

郵便はがき

料金後納郵便 〒 XXXX-XXXX
住所 〇〇〇市 〇〇〇区 〇〇〇丁目 〇〇番 〇号

氏名 〇〇〇 〇〇〇 様

〇〇〇選挙投票所入場整理券

投票日	XX月XX日(日) 午前7時から午後8時まで
投票所	〇〇市役所本庁舎1階 〇〇町1番1号 お車での来場はご遠慮ください

投票日当日は、上記投票場所以外での投票はできません。

期日前投票については、裏面をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症感染防止対策へのご協力のお願い

- 〇 投票所に来場の際は、マスクの着用をお願いします。
- 〇 投票所入場の際は、投票所入口に設置しているアルコール消毒液で手指の消毒をお願いします。
- 〇 ご持参の鉛筆又はシャープペンシルでも投票用紙に記入できます。
- 〇 「3密」を避けるため、混雑する時間帯を避け、少人数での来場をお願いします。

※選挙管理委員会HPに、過去の選挙の時間帯ごと投票者数を掲載していますので、投票所に来場の際の参考にしてください。

郵便はがき

料金後納郵便 〒 XXXX-XXXX
住所 〇〇〇市 〇〇〇区 〇〇〇丁目 〇〇番 〇号

氏名 〇〇〇 〇〇〇 様

〇〇〇選挙投票所入場整理券

投票日	XX月XX日(日) 午前7時から午後8時まで
投票所	〇〇市役所本庁舎1階 〇〇町1番1号 お車での来場はご遠慮ください

投票日当日は、上記投票場所以外での投票はできません。

期日前投票については、裏面をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症感染防止対策へのご協力のお願い

- 〇 投票所に来場の際は、マスクの着用をお願いします。
- 〇 投票所入場の際は、投票所入口に設置しているアルコール消毒液で手指の消毒をお願いします。
- 〇 ご持参の鉛筆又はシャープペンシルでも投票用紙に記入できます。
- 〇 「3密」を避けるため、混雑する時間帯を避け、少人数での来場をお願いします。

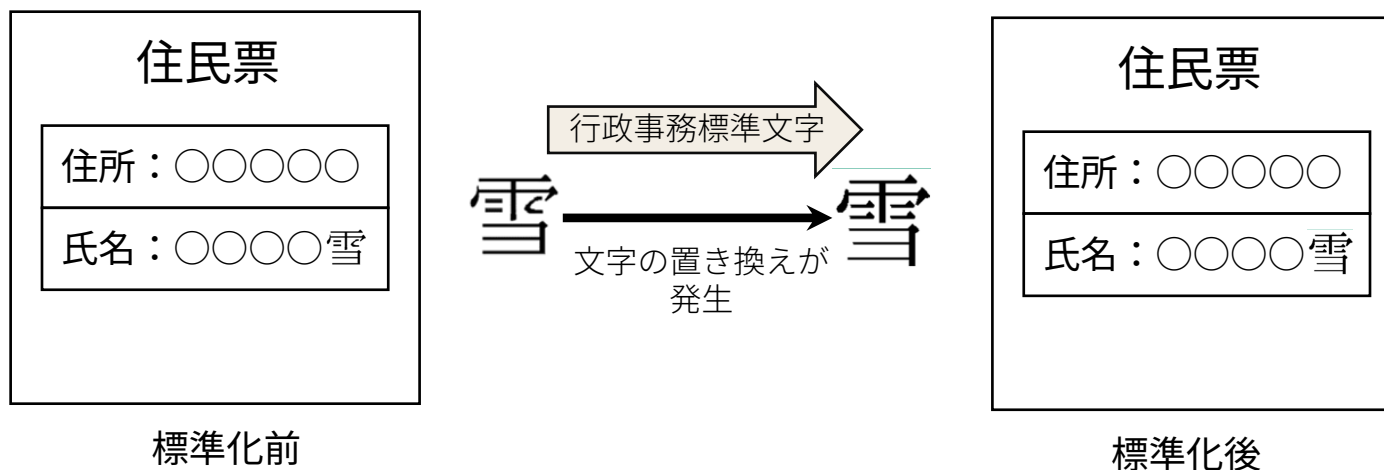
※選挙管理委員会HPに、過去の選挙の時間帯ごと投票者数を掲載していますので、投票所に来場の際の参考にしてください。

4. 周知・広報について

4. 周知広報について

(1) 国民向けの周知・広報について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）施行により基幹業務システムが統一・標準化され、システムで取扱う氏名等の文字が行政事務標準文字に標準化されることになる。それに伴いシステム間を連携する文字や住民票や納税通知書等システムから出力される帳票の文字についても、標準化されることになり、一部の国民の氏名等の文字が、置き換わることを周知するために実施する。わかりやすい言葉で、どのような影響があるのかを具体的に示す必要がある。



(2) 自治体向けの周知・広報について

基幹業務システムから出力される帳票の文字が行政事務標準文字に置き換わることに伴い、自治体の窓口等で、住民に説明をするための基礎資料としていただくために作成する。例外等含めて、できるだけ詳しく示す必要がある。

4. 周知広報について

(3) 国民向けの周知・広報（イメージ）

デジタル庁及び自治体ウェブサイトでの周知

○デジタル庁ウェブサイトイメージ

地方公共団体の基幹業務システムで使用される文字が統一されます。

国は、地方公共団体の住民票や税などを取扱うシステムの統一・標準化を進めており、その一環として、地方自治体の基幹業務システム※で使用される文字を行政事務標準文字に統一・標準化します。

文字が統一されることにより、住民票や介護保険被保険者証などの帳票に記載されている文字の形が変更になる場合があります。なお、本件に関する手続きは不要であり、変更される時期については、自治体により異なりますので、お住いの自治体にご確認ください。

従来異なる文字を使用することで文字化けが発生する場合がありますでしたが、行政事務標準文字に統一されることにより、

データの連携・システムの移行をスムーズに行えるようになります。(図1参照)



図1 異なる文字を使用することによる文字化けのイメージ

現在地方自治体で使用されている文字は、文字包摂（異なる字形を区別せず、それらを同一の文字として捉えること）

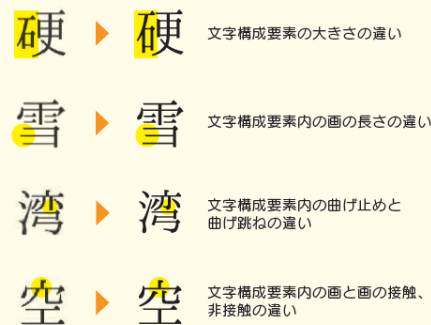
を行い、行政事務標準文字に変更します。

行政事務標準文字は、氏名等に利用されるため、個人のアイデンティティに配慮し、一般的なパソコン等で取扱い可能

な文字（約1万3千文字）より多い約7万文字から構成されていますが、文字によっては、文字の形が変更されます。(図2参照)

文字の標準化による同一文字として扱う際の認識要素

デザイン差による文字包摂(※2)



フォントが変わることによる細部の変更



※2:文字包摂…デザインが異なっても、同じ文字として判断し、同じ文字として扱う

図2 文字の字形が変わる例

・統一・標準化の対象となる事務※

地方公共団体の主要な20業務を処理する基幹系システム

児童手当、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

注) 地方公共団体の主要な20業務を処理する基幹系システム以外のシステムにおいても連携を行っているシステムから出力される帳票は変わる場合があります。

・FAQ

4. 周知広報について

周知用パンフレットの作成

○パンフレットイメージ

行政事務標準文字の導入についてのご案内

デジタル庁

自治体システムで使われている 皆さまの氏名等の文字が標準化されます



行政事務標準文字導入の背景・経緯

令和8年度以降を目途に、全国の自治体の主な業務システムで使われている、私たちの氏名等の文字が標準化されることになるようですね。

はい。自治体の20業務システム^(※1)で使われている文字が、今後行政事務標準文字に標準化されます。
実は、今、自治体の業務システムで使われている文字の字形が様々であるため、同じ人の氏名でも、システムが異なると連携ができず、以下のように文字化けや、黒塗りにになってしまうことがあるのです。



文字化けによりシステム間の情報連携が阻害される



同じ自治体でも
システムが違うと……
表示できる文字にバラつきがあり
不便



なるほど、それは不便ですね。行政事務標準文字が導入されれば、それが解決されるのですか？

はい。システム間の情報連携が円滑に行えるようになり(文字化け、黒塗りがなくなる)、よりよい行政サービスをお届けできるようになります。
令和3年に標準化法(地方公共団体情報システムの標準化に関する法律)が制定され、令和7年度末を目標に全国自治体の20業務システムの標準化が進められており、その一環で、システムで使われる文字の標準化も行われることになったのです。



※1:対象となる業務システム
自治体の主に住民を管理する基幹業務システムであり、以下の20が対象となります。
児童手当、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、選挙、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援
なお、戸籍、戸籍の附票に関しては、経過措置として、当分の間、行政事務標準文字との対応表を持ちつつ、元の字形の文字も保持します。

行政事務標準文字が導入されたら？



それは便利になりますね。でもそれにより私たちの文字はどう変わるのでしょうか。何か生活に影響が出ることはありませんか？

自治体システムで使われる文字の字体が変わるわけではなく、いわゆるデザイン差という字形が変わる程度ですので、皆さまの日常生活に影響がでるようなことはありません。ご安心ください。



文字の標準化による同一文字として扱う際の認識要素

デザイン差による文字包摂^(※2)

硬 ▶ 硬 文字構成要素の大きさの違い
雪 ▶ 雪 文字構成要素内の画の長さの違い
湾 ▶ 湾 文字構成要素内の曲げ止めと曲げ終るの違い
空 ▶ 空 文字構成要素内の画と画の間隔、非縦画の違い

フォントが変わることによる細部の変更

上 ▶ 上 ▲ ▶ ▲
両 ▶ 両 ㄣ ▶ ㄣ
予 ▶ 予 ㄣ ▶ ㄣ

※2:文字包摂…デザインが異なっても、同じ文字として判断し、同じ文字として扱う

利用開始時期について



行政事務標準文字はいつ頃から利用され始めるのでしょうか？ また、私たちのほうで何か手続きをする必要はありますか？

行政事務標準文字は令和6年度から順次導入されます。導入開始時期は、自治体により異なります。これらの文字は、住民票や印鑑登録証明書などの帳票で使われるため、そこで皆さまの目に触れることとなります。もちろん、何かお手続きしていただく必要はありません。詳しくは自治体窓口の担当者にお尋ねください。



デジタル庁

4. 周知広報について

デジタル庁

行政事務手続で使われる皆さまの 氏名の字形のお取り扱いについて

行政事務標準文字の 導入について



標準化される自治体の20業務で使われるシステムで、今後使われる予定の行政事務標準文字は、どのように決められたのでしょうか？

全国の自治体の戸籍システムで使われていた約70万の文字(※1)のうち、形状のデザイン差があるものの、同じ漢字として認識される文字を、同じ文字であると定め、これを整理して約7万字にしました。



※1：全国自治体の個別の戸籍システムで管理されている文字が、重複を除くと約70万文字あり、これが母数となっています。



整理したということは、氏名の文字が大きく変わってしまうのでしょうか？

「字体」と「字形」という考え方をもとに、文字を整理するので、大きく変わることはありません。(詳しくは、文化庁の『常用漢字表における「字体・書体・字形」等の考え方について』を参照してください。)

具体的には、皆さまの氏名で使われている文字を、「字形」(文字の形状)は異なるのですが、「字体」(文字の形の基本となる骨組み)が同じものを、同じ文字と定めて、整理します。



字体が異なるので同一とされない例

①学 ②學

字形に違いがあっても、字体が同じであるため
同一とされるものの例

①-1学 ①-2学 ①-3学 ①-4学 ①-5学



字体が同じであれば、字形が違っていても、同じ文字であるという考え方なので、安心しました。同じ文字とみなされるものとして、他にどのような例がありますか？

例えば、以下のような例があります。(詳しくはデジタル庁の「文字包摂基準書」を参考してください。)



同じ文字とみなされる字形の違いの例

硬 → 硬 文字構成要素の大きさの違い
雷 → 雷 文字構成要素内の線の長さの違い
湾 → 湾 文字構成要素内の逃げ止めと逃げ抜きの違い
空 → 空 文字構成要素内の線の長さと、肩接離の違い

デジタル庁

4. 周知広報について

○自治体広報紙での周知

広報文例

基幹業務システムが統一・標準化されることに伴い、○月○日から出力される文字も統一されます。

住民票や税などを取扱うシステムが統一・標準化され、その一環として、○○市の基幹業務システム※1で使用される文字は行政事務標準文字に変更されます。








文字が統一されることにより、住民票や介護保険被保険者証などの帳票に記載されている文字の形が変更になる場合があります。なお、本件に関して住民の方の手続きは不要です。

※1 統一・標準化の対象となる事務

地方公共団体の主要な20業務を処理する基幹系システム

児童手当、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

文字の標準化による同一文字として扱う際の認識要素

デザイン差による文字包摂(※2)	フォントが変わることによる細部の変更
 硬 ▶ 硬 文字構成要素の大きさの違い	 上 ▶ 上 ▶ ▲ ▶ ▲
 雪 ▶ 雪 文字構成要素内の画の長さの違い	 両 ▶ 両 ▶ ㇀ ▶ ㇁
 湾 ▶ 湾 文字構成要素内の曲げ止めと曲げ跳ねの違い	 予 ▶ 予 ▶ ㇂ ▶ ㇃
 空 ▶ 空 文字構成要素内の画と画の接触、非接触の違い	

※2: 文字包摂…デザインが異なっても、同じ文字として判断し、同じ文字として扱う

4. 周知広報について

(4) 自治体向けの周知・広報（イメージ）

①行政事務標準文字概要

○行政事務標準文字とは

行政事務標準文字は、標準準拠システムにおいて共通で使う文字・文字セットであり、文字情報基盤を拡張した文字セットです。標準準拠システムの氏名等を表示する際に使用します。

ただし、行政事務標準文字であっても、標準化対象事務の法令等で使用できないと規定されている文字については、その事務で使用することはできません。

○行政事務標準文字の構成

行政事務標準文字の分類と使用する文字コードの範囲

分類	対象の文字	使用するUCSコードの範囲
①文字情報基盤文字	①漢字	MJ文字情報一覧表Ver.006.02※1において示された漢字のうち、「実装したUCS」又は「実装したMoji_JohoコレクションIVS」に値が設定されているもの。 ・基本多言語面(面00) ・追加漢字面(面02) (異体字セレクト(IVS)は、追加特殊用途面(面14))
	②変体仮名(清音)	MJ文字情報一覧表 変体仮名編 Ver.002.01※2に示された変体仮名のうち、備考欄において他の変体仮名への統合が示されていないもの。 ・追加多言語面(面01)
	③変体仮名(濁音)	濁点・半濁点付き変体仮名テスト用チャート※3に示された濁音及び半濁音の変体仮名。文字コードは清音の変体仮名の文字コードに、濁点又は半濁点の文字コードを組み合わせることで表現している。 ・追加多言語面(面01) (濁点は面00のU+3099、半濁点は面00のU+309A)
②文字情報基盤外文字	文字情報基盤文字に同定できない漢字、変体仮名等の文字。(GJ文字一覧(1.0版)の文字)	・私用面(面16)
③非漢字	JIS X 0213附属書4及び5に示された文字。	・基本多言語面(面00)

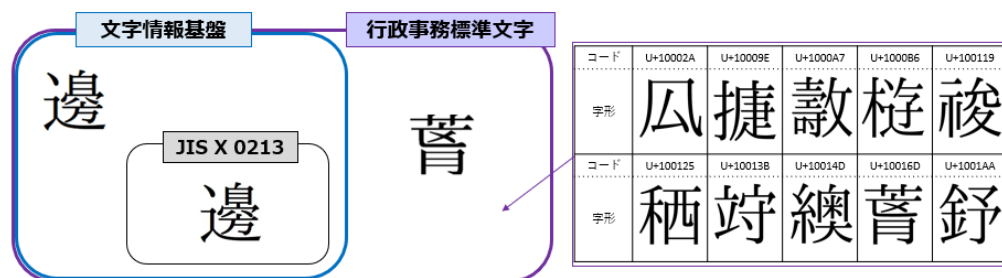
※1 MJ文字情報一覧表Ver.006.02 : <https://moji.or.jp/wp-content/uploads/2024/01/mji.00602.xlsx> (文字情報技術促進協議会)

※2 MJ文字情報一覧表 変体仮名編 Ver.002.01 : <https://moji.or.jp/wp-content/mojikiban/oscdl/MJIH00201-xlsx.zip> (文字情報技術促進協議会)

※3 濁点・半濁点付き変体仮名テスト用チャート : <https://moji.or.jp/wp-content/mojikiban/2019/05/f0216ed4b3bf8599632bf32259275e18.html> (文字情報技術促進協議会)

4. 周知広報について

○行政事務標準文字のイメージ



○地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（総論）2.3 文字要件（2）において「各標準準拠システムが保持する氏名等（氏名／旧氏／通称、世帯主の氏名、本籍、筆頭者及び住所／方書（左記の情報を基に記録される他の項目も含む。以下同じ。））の文字セットは行政事務標準文字（デジタル庁は、文字一覧表を別途定めるものとする。）」と規定している。

○行政事務標準文字の国際標準化

- ・行政事務標準文字のうち国際標準化がされていない漢字等について国際標準化を目指す。
- ・国際標準化が完了するまでの間は、暫定的にPUP（私用面：Private Use Plane）を使用する。
- ・UCS（Universal Coded Character Set）の規定により、PUPを使用した情報の授受をする際には、当事者間の合意の下で利用が必要となることから、外部システム等との連携の際には行政事務標準文字の文字名とPUPの対応テーブルを共有することとする。
- ・文字符号位置は、国際標準化後において置き換わることについて、自治体・ベンダは留意するものとする。
- ・デジタル庁は、国際標準化の進捗等について適宜自治体、ベンダに情報提供を行うこととする。

②各種制度における氏名の文字に関する規定

住民基本台帳、戸籍附票、戸籍など、各制度における氏名に関する規定及び氏又は名の記載の訂正・更正方法を整理

5. 3月末公開資料について

- ①行政事務標準文字【1.0版】
- ②同定支援ツール【1.0版】
- ③代替マップ【1.0版】
- ④追加文字行政事務標準明朝フォント【1.0版】
- ⑤（仮称）基本フォントファイルについて

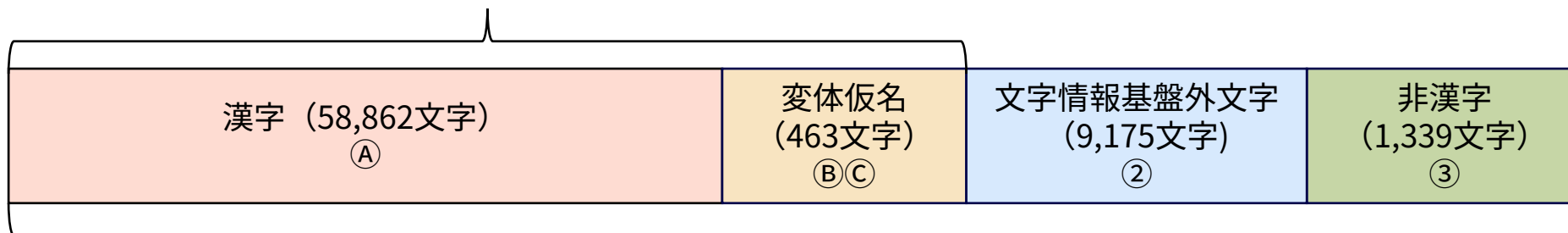
5. 3月末公開資料について

①行政事務標準文字【1.0版】

行政事務標準文字は、標準準拠システムにおいて共通で使う文字・文字セットであり、文字情報基盤を拡張した文字セットです。標準準拠システムの氏名等を表示する際に使用します。

ただし、行政事務標準文字であっても、標準化対象事務の法令等で使用できないと規定されている文字については、その事務で使用することはできません。

文字情報基盤文字①



行政事務標準文字

※文字情報基盤外文字がISO/IEC 10646において規格化されるまでの期間に、暫定的な措置としてISO/IEC 10646の第0群第16面の一部の文字符号位置を使用します。当該文字符号位置を前提にした情報交換を行う際には、ISO/IEC 10646の規定に従い、当事者間の私的な合意が必要となります。

5. 3月末公開資料について

行政事務標準文字の分類と使用する文字コードの範囲

分類		対象の文字	使用するUCSコードの範囲
①文字情報 基盤文字	㉠漢字	MJ文字情報一覧表Ver.006.02※1において示された漢字のうち、「実装したUCS」又は「実装したMoji_JohoコレクションIVS」に値が設定されているもの。	<ul style="list-style-type: none"> 基本多言語面(面00) 追加漢字面(面02) (異体字セレクト(IVS)は、追加特殊用途面(面14))
	㉡変体仮名(清音)	MJ文字情報一覧表 変体仮名編 Ver.002.01※2に示された変体仮名のうち、備考欄において他の変体仮名への統合が示されていないもの。	<ul style="list-style-type: none"> 追加多言語面(面01)
	㉢変体仮名(濁音)	濁点・半濁点付き変体仮名テスト用チャート※3に示された濁音及び半濁音の変体仮名。文字コードは清音の変体仮名の文字コードに、濁点又は半濁点の文字コードを組み合わせて表現している。	<ul style="list-style-type: none"> 追加多言語面(面01) (濁点は面00のU+3099、半濁点は面00のU+309A)
②文字情報基盤外文字		文字情報基盤文字に同定できない漢字、変体仮名等の文字。(GJ文字一覧(1.0版)の文字)	<ul style="list-style-type: none"> 私用面(面16)
③非漢字		JIS X 0213附属書4及び5に示された文字。	<ul style="list-style-type: none"> 基本多言語面(面00)

※1 MJ文字情報一覧表Ver.006.02： <https://moji.or.jp/wp-content/uploads/2024/01/mji.00602.xlsx> (文字情報技術促進協議会)

※2 MJ文字情報一覧表 変体仮名編 Ver.002.01： <https://moji.or.jp/wp-content/mojikiban/oscdl/MJIH00201-xlsx.zip> (文字情報技術促進協議会)

※3 濁点・半濁点付き変体仮名テスト用チャート： <https://moji.or.jp/wp-content/mojikiban/2019/05/f0216ed4b3bf8599632bf32259275e18.html> (文字情報技術促進協議会)

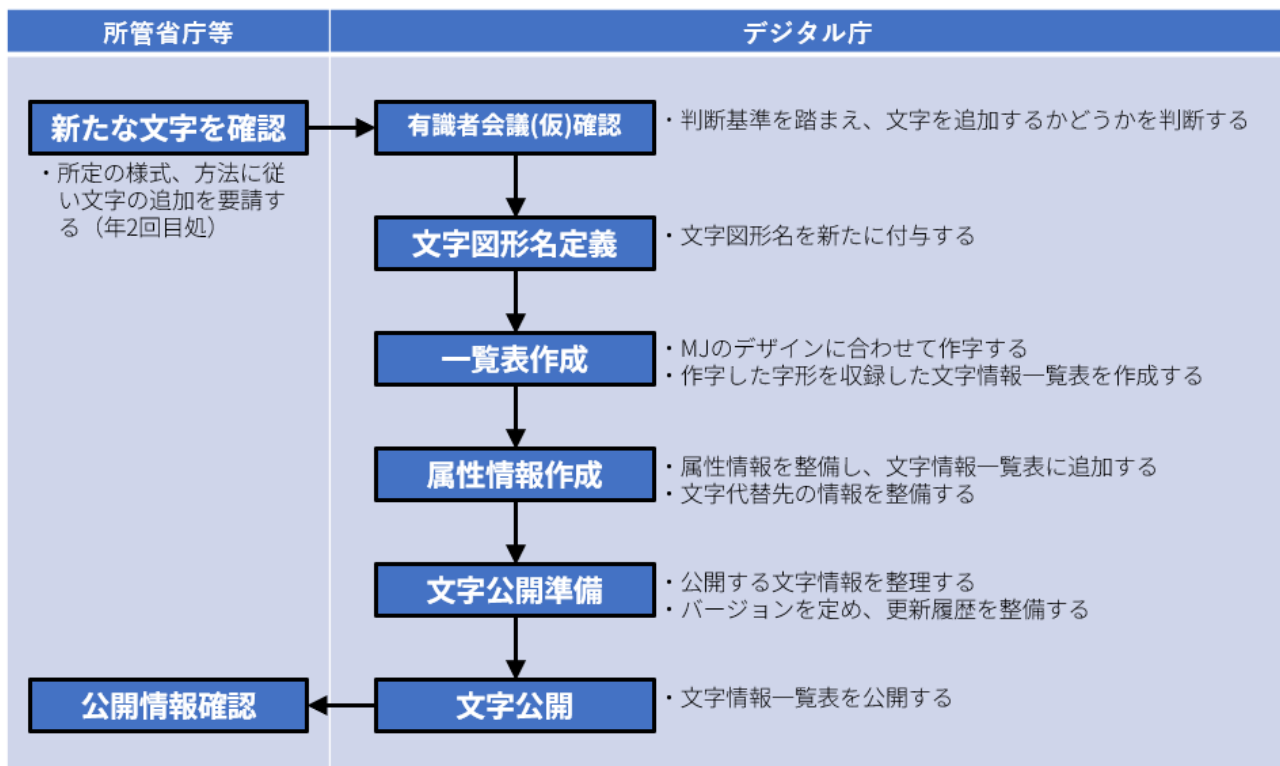
GJ文字一覧(1.0版) (一部抜粋)

No	文字番号	図形名	コード	文字	No	文字番号	図形名	コード	文字	No	文字番号	図形名	コード	文字
1	100000	GJ000001	U+100000	𠄎	2	100001	GJ000002	U+100001	𠄏	3	100002	GJ000003	U+100002	𠄐
4	100003	GJ000004	U+100003	𠄑	5	100004	GJ000005	U+100004	𠄒	6	100005	GJ000006	U+100005	𠄓
7	100006	GJ000007	U+100006	𠄔	8	100007	GJ000008	U+100007	𠄕	9	100008	GJ000009	U+100008	𠄖

5. 3月末公開資料について

行政事務標準文字の文字の追加について

行政事務標準文字に文字を追加する必要がある場合は以下のフローで追加を行う。有識者会議（仮）では、申請のあった文字を行政事務標準文字に追加するかの検討を行う。



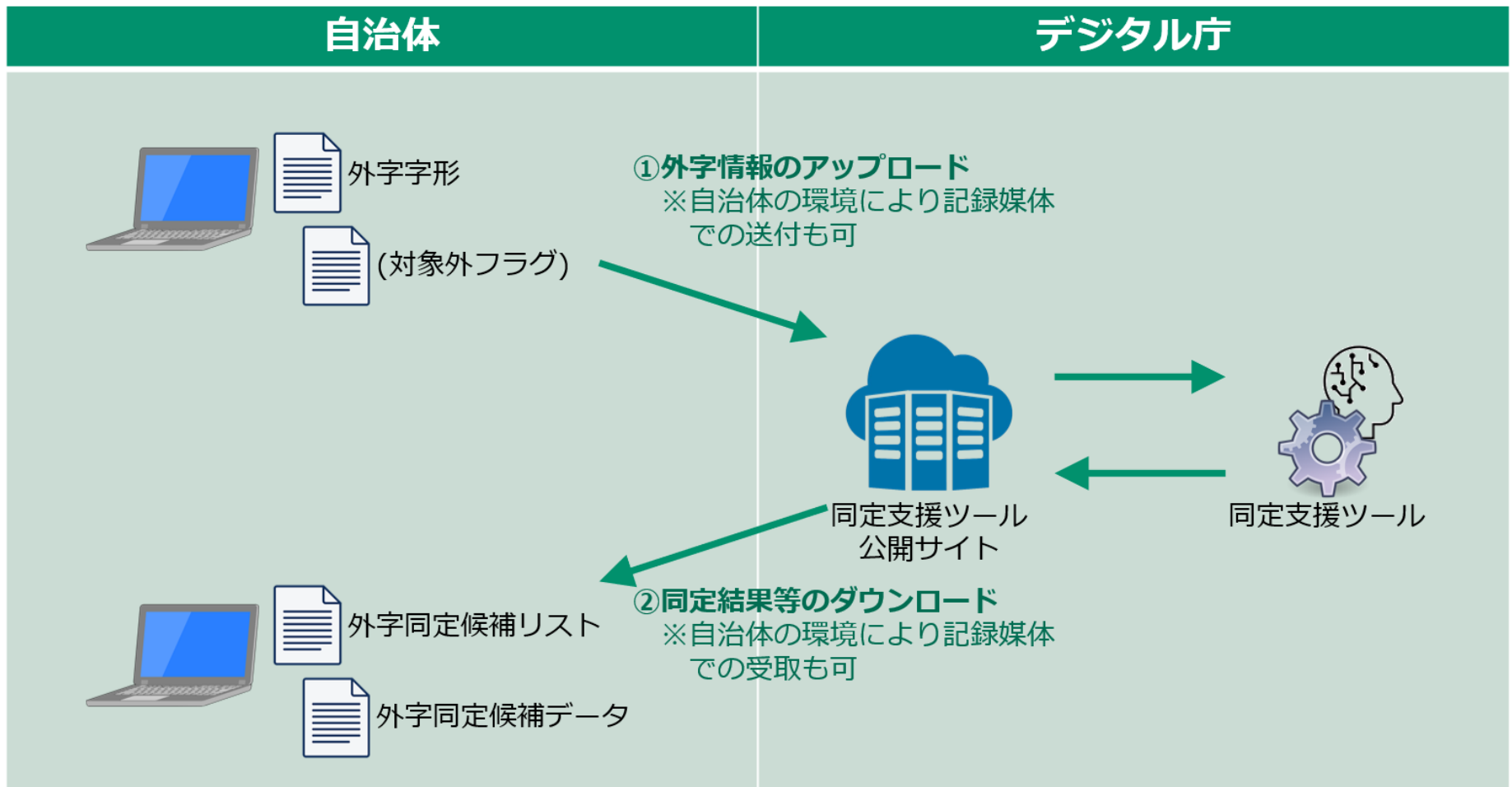
●文字を追加するか否かの判断基準

- ・所定の様式が整っているかどうか
- ・氏名／旧氏／通称、世帯主の氏名、本籍、筆頭者及び住所で使用されている文字かどうか
- ・制度上使用できる文字かどうか
- ・既存の行政事務標準文字とデザイン差の範囲で包摂できない文字かどうか
- ・その他追加をしないといけない個別事情（家庭裁判所の許可等）を検討

5. 3月末公開資料について

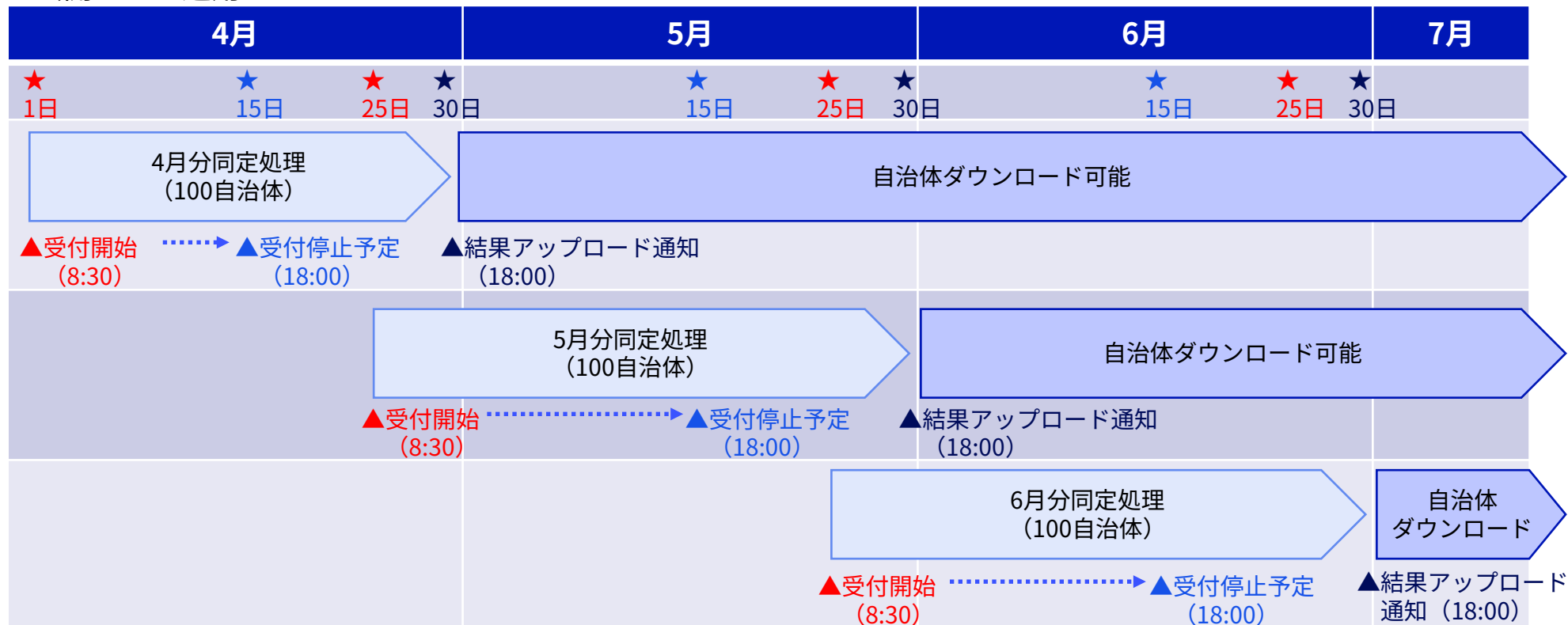
②同定支援ツール【1.0版】

同定支援ツール公開サイトに対して、自治体から外字情報をアップロードすると、同定支援ツールを用いて行政事務標準文字（MJ+）に同定したのち、作成された同定結果等を自治体がダウンロード可能となる。



5. 3月末公開資料について

公開サイト運用サイクル



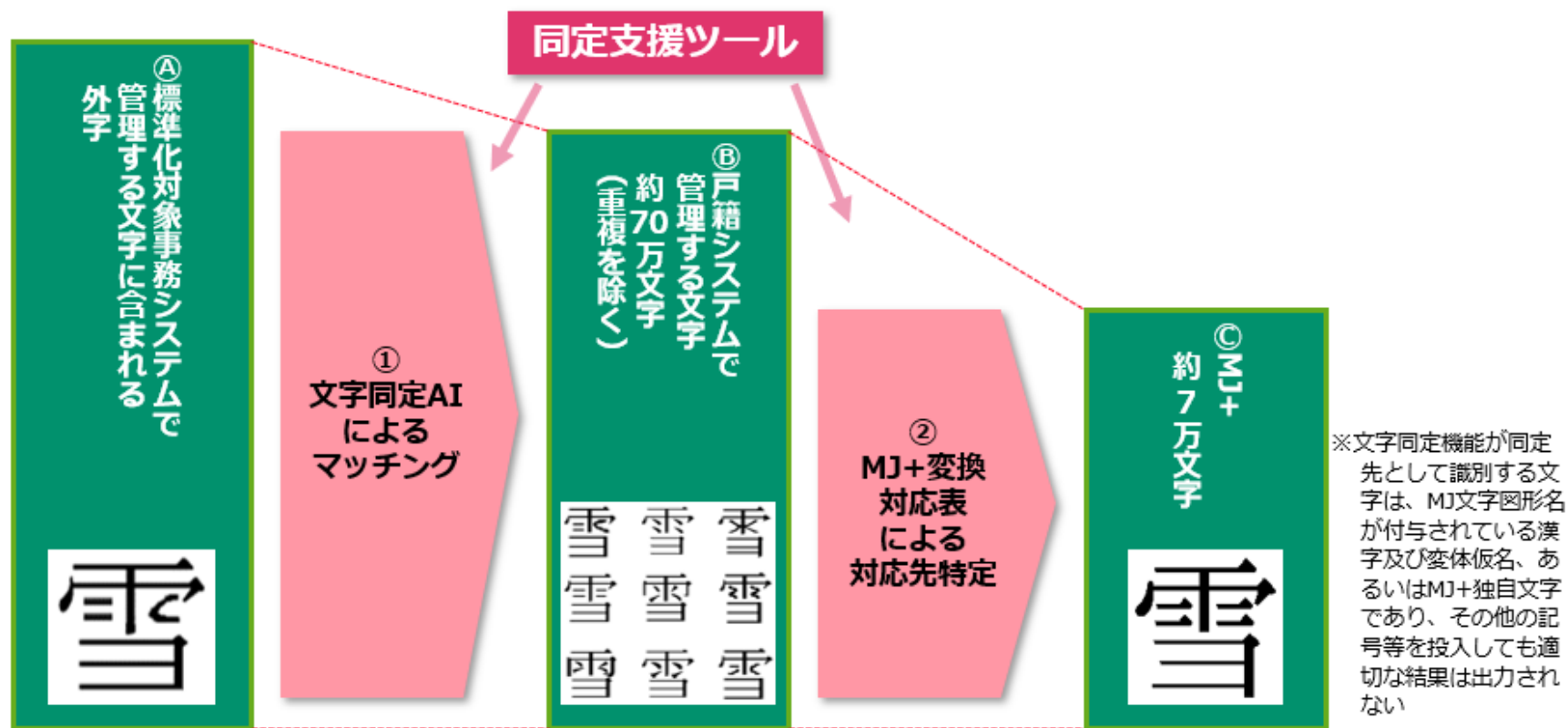
【運用条件】

- 外字収集受付期間：毎月25日～翌月15日
 - 開始：毎月25日 8:30（休日時、翌営業日）
 - 終了：毎月15日 18:00（休日時、前営業日）又は100団体に達した時点
 - 同定結果等の返却：月末日18:00以降に対象の自治体にメール連絡（休日の場合、前営業日の18:00以降）
- ※月間のアップロードが100自治体に到達した場合は15日を待たずに受付を停止します
 ※自治体は基本的に処理月の翌月以降に同定処理結果のダウンロードが可能となります
 ※アップロードされた外字情報に疑義が生じた場合、ダウンロード可能時期が翌月とならないことがあります

5. 3月末公開資料について

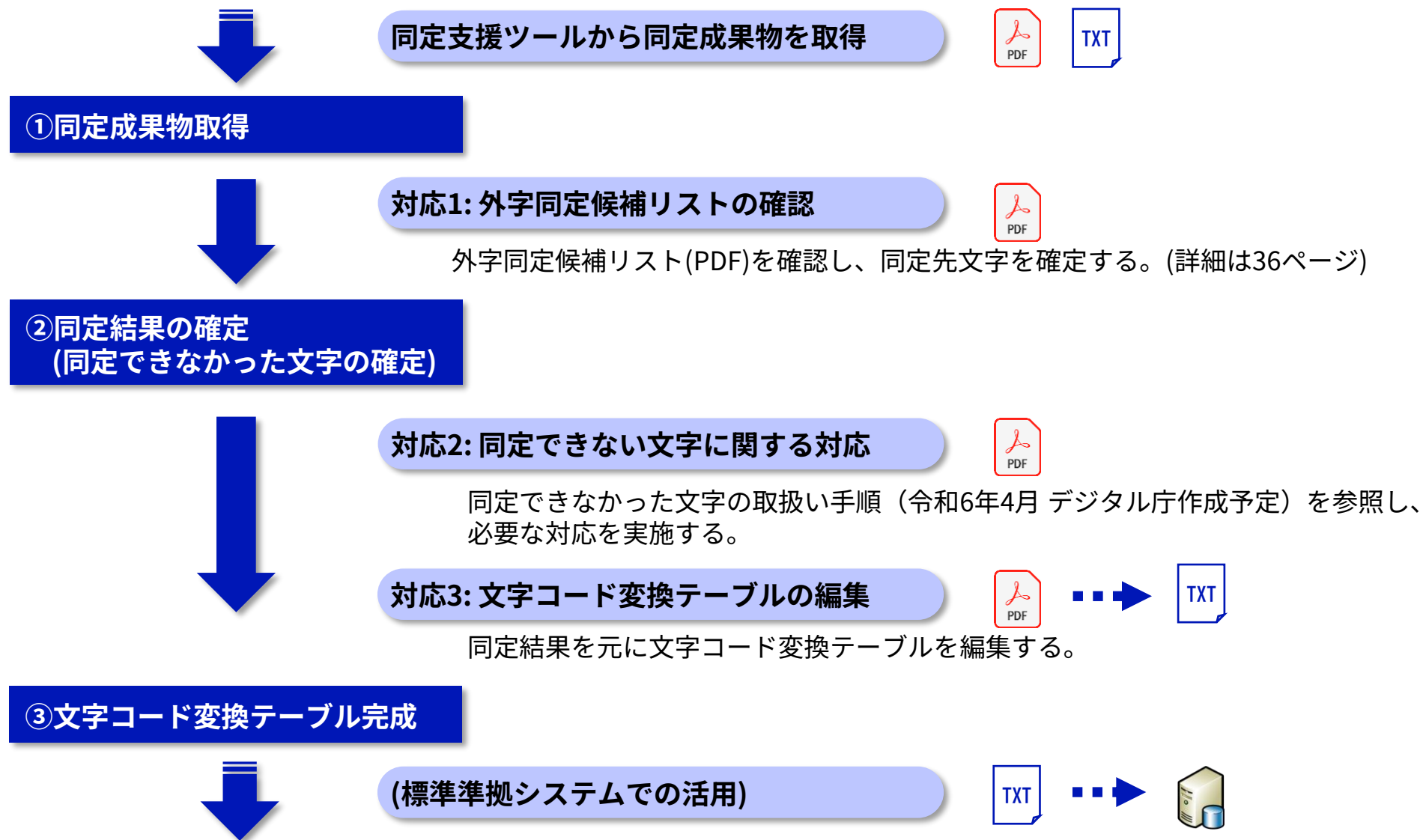
同定支援ツールの文字同定機能は、法務省文字情報整備作業で収集された戸籍システムの文字字形及び文字同定結果を元に整備した文字同定AI及びMJ+変換対応表を活用している。標準化対象事務システム上で管理する文字に含まれる外字(以下、外字)をMJ+に同定するに当たり、以下の2つの処理を行う。

- 文字同定AIを用いて戸籍システムで管理する文字にマッチングする
- MJ+変換対応表を用いて戸籍文字に対応付けられたMJ+の文字を出力する



5. 3月末公開資料について

同定成果物取得後の自治体における対応フロー概略



5. 3月末公開資料について

外字同定候補リスト

(1) 同定先あり

外字	行政事務標準文字 (MJ+)						備考
	同定先	他候補					
U+E000 仔	U+4F03 仔						
同定先	MJ006562						

※同定先とみなした文字が複数存在する場合、同定先に一致率が最も高い文字が出力され、以降は他候補(最大5文字)に出力される

(2) 同定先なし(候補あり)

外字	行政事務標準文字 (MJ+)						備考
	同定先	他候補					
U+E38C 勸		U+52F8 勸 MJ007740	<U+52F8, U+E0102> 勸 MJ007741	U+105BE8 勸 GJ001743	U+105BEC 勸 GJ001744	U+105BDB 勸 GJ001742	
同定未済							

※同定先は空白となり、他候補(最大5文字)が出力される

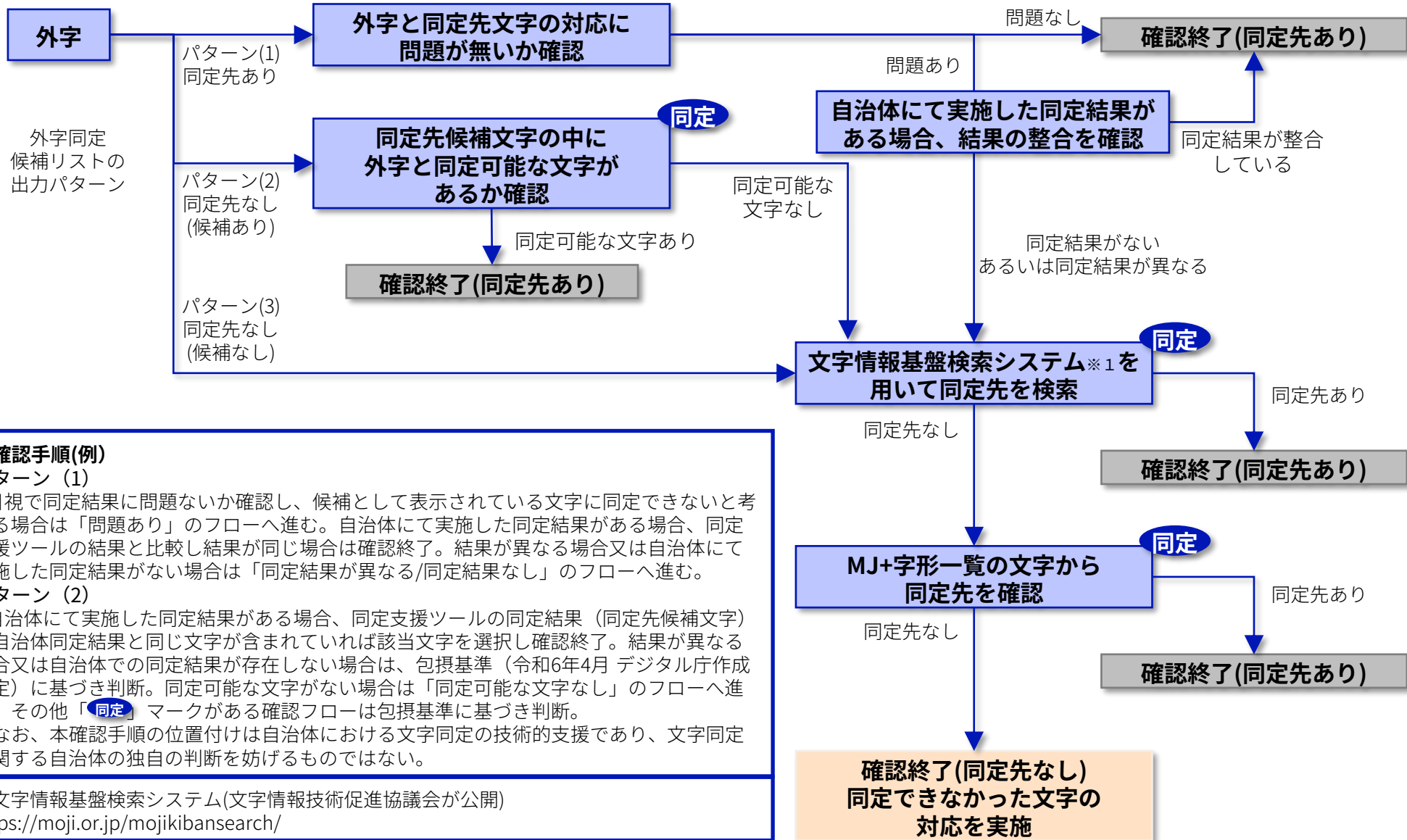
(3) 同定先なし(候補なし)

外字	行政事務標準文字 (MJ+)						備考
	同定先	他候補					
U+E39E 附							
なし							

※同定先、他候補共に出力されない

5. 3月末公開資料について

外字同定候補リストの確認手順（対応1）



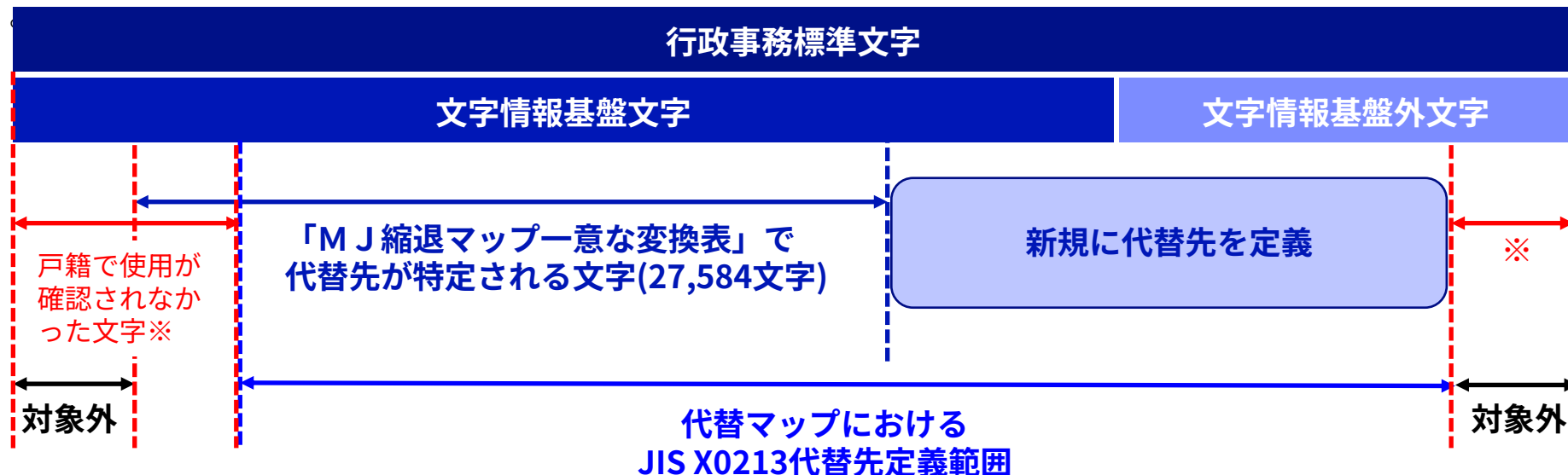
5. 3月末公開資料について

③代替マップ【1.0版】

代替マップは、次の方針で作成したものである。

1. 一般社団法人文字情報技術促進協議会が公開している「MJ縮退マップ一意な変換表」にて、JIS X0213への代替先が定義されている文字情報基盤文字はその定義を採用。
2. 文字情報基盤文字のうち「MJ縮退マップ一意な変換表」にて代替先定義が無い文字、行政事務標準文字については、新規に代替先を定義。

なお、文字情報基盤文字のうち「MJ縮退マップ一意な変換表」にて代替先定義が無く、かつ戸籍で使用が確認されなかった文字については、代替マップに代替先の定義が含まれない。

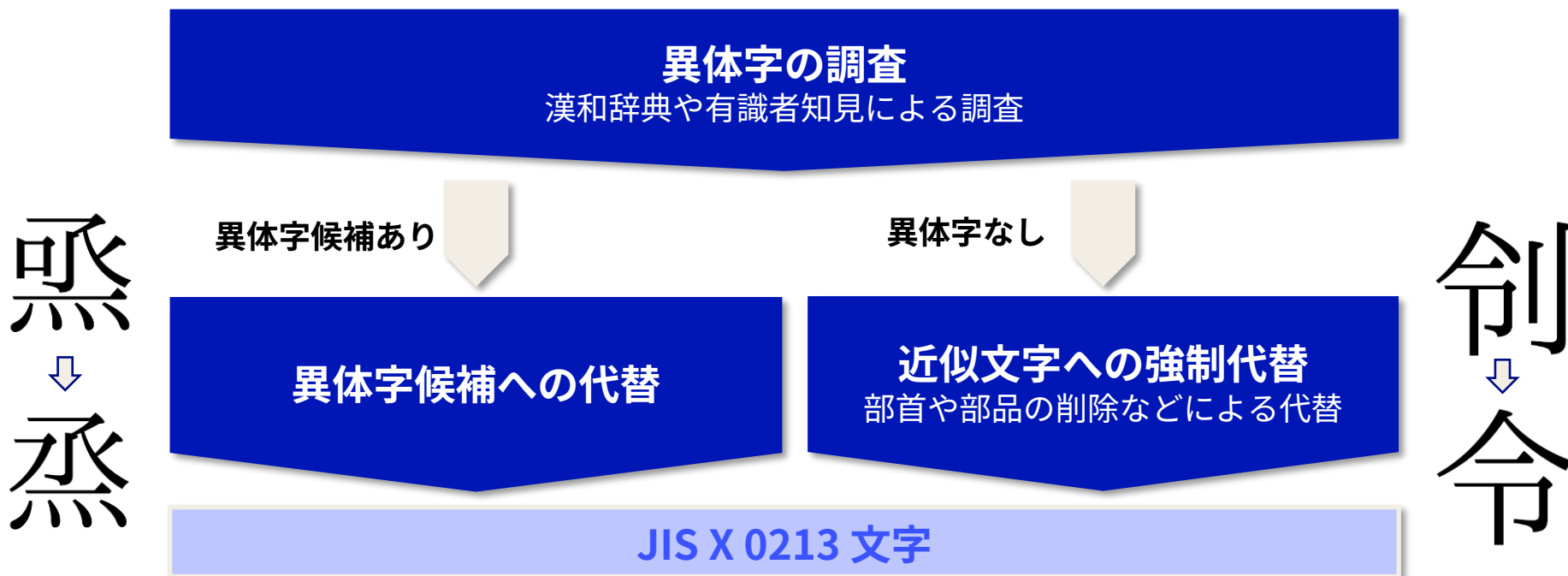


5. 3月末公開資料について

定義した代替先について

文字情報基盤文字のうち「MJ縮退マップ一意な変換表」にて代替先定義が無い文字、行政事務標準文字については、代替元文字の意味を可能な限り保存できるよう異体字を調査した。

異体字が特定できた場合は異体字候補への代替を行っているが、**異体字が特定できない場合は近似文字への強制代替先が定義されているため、システムでの活用時に考慮すること。**



5. 3月末公開資料について

代替マップファイル仕様（1/2）

共通仕様

ファイル形式	TSV形式（タブ区切り）
囲み文字	（無し）
文字コード	UTF-8（BOMなし）
改行コード	CRLF
ヘッダー行	あり

文字情報基盤文字からJIS X 0213への代替を示す代替マップ

ファイル名:substitute_jisx0213_mj_{バージョン情報}.txt

	項目名	記載内容
第1項目	代替元文字コード	代替元文字の文字コードのUCS符号位置。IVS、合字によって2コードとなる場合は、で1コードずつに区切り、全体を<>で囲む。※詳細は次頁 例1) U+4E00 例2) <U+3404,U+E0102>
第2項目	代替変換先文字コード	代替先JIS X 0213文字コードのUCS符号位置。※詳細は次頁
第3項目	代替変換区分	当該縮退変換の種類。※詳細は次頁 （客観的根拠に基づく異体字変換、近似文字への強制変換等）

文字情報基盤外文字からJIS X 0213への代替を示す代替マップ

ファイル名:substitute_jisx0213_gj_{バージョン情報}.txt

	項目名	記載内容
第1項目	代替元文字図形名	代替元文字に対応する行政事務標準文字図形名。 （GJ+6桁の英数字）
第2項目	代替変換先文字コード	代替先JIS X 0213コードのUCS符号位置。※詳細は次頁
第3項目	代替変換区分	当該縮退変換の種類。※詳細は次頁 （客観的根拠に基づく異体字変換、近似文字への強制変換等）

5. 3月末公開資料について

代替マップファイル仕様（2/2）

代替変換区分

縮退変換区分	縮退変換内容	説明
0	変更なし	縮退変換前後で、変更の無いもの。（全角、半角の変換を含む）
1	異体字変換	客観的な根拠や有識者知見に基づき、異体字関係にあると判断された文字への変換。 変体仮名のひらがな変換についても、当該区分に含まれる。
2	非異体字強制変換	0、1のいずれでもない、近似文字への強制変換。
3	未定義	代替先特定前の状態。

文字コード

対象表	項目	説明
mj	代替元文字コード	IPAmj明朝に実装する際に使用されている以下の文字コードを全て別行として記載。 <ul style="list-style-type: none">・実装したUCS・実装したMoji_JohoコレクションIVS・実装したSVS
mj	代替変換先文字コード	以下のように記載する文字コードを1つに統一して記載 <ul style="list-style-type: none">・実装したUCSが有る場合→実装したUCS・実装したUCSが無い場合→実装したMoji_JohoコレクションIVS
gj	代替変換先文字コード	(実装されている文字はどちらか必ず使用されている。)

※文字情報技術促進協議会 MJ文字情報一覧表 Ver.006.02 (<https://moji.or.jp/mojikiban/mjlist/>)において、MJ059399、MJ059400の実装したMoji_JohoコレクションIVSとして2コード記載されている。実装されている正しいコードはそれぞれ<U+2B9E4, U+E0100>、<U+2B9E4, U+E0101>のため「代替変換先文字コード」に記載する際はこちらを使用している。「代替元文字コード」に記載する際は誤った文字コードがインプットされる場合も想定し、もう一方のコードも別行で記載している。

5. 3月末公開資料について

④追加文字行政事務標準明朝フォント【1.0版】

標準準拠システムにおいて、氏名等の文字を表現するためのフォントは一般社団法人文字情報技術促進協議会が公開するIPAmj明朝フォント及びデジタル庁が公開するフォント（「行政事務標準明朝」フォントという。）を参考フォントとしています。

参考フォント	
IPAmj明朝フォント	追加文字行政事務標準明朝フォント

フォントファミリー名(英語)	Add_Character_GJMincho
フォントファミリー名(日本語)	追加文字行政事務標準明朝
フォントファイル名	acgjm.ttf
形式	OpenType
ファイル形式（拡張子）	ttf
収録文字数	9,175文字
文字コード	JIS X 0221:2020

5. 3月末公開資料について

追加文字行政事務標準明朝フォントライセンス

追加文字行政事務標準明朝フォント（以下、「本フォントファイル」という。）を利用するには、以下の『使用許諾』の全ての条項を承諾いただくことが必要です。利用者が、本フォントファイルを使用し、複製する行為、その他使用許諾に定める権利の利用を行った場合、利用者は使用許諾の各条項を承諾したものとみなされます。

第1条 用語の定義

本使用許諾において使用する以下の用語は、以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「デジタル・フォント・プログラム」とは、フォントを含み、レンダリングし又は表示するために用いられるコンピュータ・プログラムをいいます。
- (2) 「派生フォントファイル」とは、本フォントファイルの一部又は全部を、改変し、加除修正等し、入れ替え、その他翻案したデジタル・フォント・プログラムをいい、本フォントファイルの一部又は全部から文字情報を取り出し、又はデジタル・ドキュメント・ファイルからエンベッドされたフォントを取り出し、取り出された文字情報をそのまま、又は改変して新たなデジタル・フォント・プログラムとして製作されたものを含みます。
- (3) 「デジタル・コンテンツ」とは、デジタル・データ形式によってエンド・ユーザに提供される制作物のことをいい、動画・静止画等の映像コンテンツ並びに文字テキスト、画像及び図形等を含んで構成された制作物を含みます。
- (4) 「デジタル・ドキュメント・ファイル」とは、PDFファイル及び各種ソフトウェア・プログラムによって製作されたデジタル・コンテンツであって、その中にフォントを表示するために本フォントファイルの全部又は一部が埋め込まれた（エンベッドされた）ものをいいます。フォントが「エンベッドされた」とは、当該フォントが埋め込まれた特定の「デジタル・ドキュメント・ファイル」においてのみ表示されるために使用されている状態を指し、その特定の「デジタル・ドキュメント・ファイル」以外でフォントを表示するために使用できるデジタル・フォント・プログラムに含まれている場合と区別されます。
- (5) 「コンピュータ」とは、本使用許諾においては、サーバを含みます。
- (6) 「複製その他の利用」とは、複製、譲渡、頒布、貸与、公衆送信、上映、展示及び翻案その他の利用をいいます。
- (7) 「利用者」とは、本フォントファイルを本使用許諾の下で受領した人をいいます。

第2条 使用許諾の付与

- 1 デジタル庁は、利用者に対し、本使用許諾の条項に従い、本フォントファイルを使用することを認めます。ただし、本フォントファイルには、著作権法及び関連する法律等で保護されており、デジタル庁は、使用許諾後も引き続き知的財産権を保持します。本使用許諾は、本使用許諾で明示的に定められている場合を除き、いかなる意味においても、デジタル庁が保有する本フォントファイルに関する一切の権利を利用者に移転するものではありません。
- 2 利用者は、本使用許諾に定める条件に従い、本フォントファイルを任意の数のコンピュータにインストールし、当該コンピュータで使用することができます。
- 3 利用者は、コンピュータにインストールされた本フォントファイルをそのまま又は改変を行ったうえで、印刷物及びデジタル・コンテンツにおいて、文字テキスト表現等として使用することができます。
- 4 利用者は、前項の定めに従い作成した印刷物及びデジタル・コンテンツにつき、その商用・非商用の別、並びに放送、通信及び各種記録メディアなどの媒体の形式を問わず、複製その他の利用をすることができます。
- 5 利用者がデジタル・ドキュメント・ファイルからエンベッドされたフォントを取り出して派生フォントファイルを作成した場合には、かかる派生フォントファイルは本使用許諾に定める条件に従う必要があります。
- 6 本フォントファイルのエンベッドされたフォントがデジタル・ドキュメント・ファイル内のデジタル・コンテンツをレンダリングするためにのみ使用される場合において、利用者が当該デジタル・ドキュメント・ファイルを複製その他の利用をする場合には、利用者はかかる行為に関しては本使用許諾の下ではいかなる義務を負いません。
- 7 利用者は、上記の本フォントファイルについて定められた条件と同様の条件に従って、派生フォントファイルを作成し、使用し、複製し、再配布することができます。ただし、利用者が派生フォントファイルを再配布する場合には、次条第1項の定めに従うものとします。
- 8 本フォントファイルでは、収容する文字字形がISO/IEC10646において規格化されるまでの期間に、当該文字字形をフォントファイルに実装した形態で提供することを目的に、暫定的な措置としてISO/IEC 10646の第0群第16面の一部の文字符号位置を使用しています。
本フォントファイルが示す文字符号位置を前提にした情報交換を行う際には、ISO/IEC10646の規定に従い、当事者間の私的な合意が必要となります。

5. 3月末公開資料について

追加文字行政事務標準明朝フォントライセンス

第3条 制限

前条により付与された使用許諾は、以下の制限に服します。

- 1 派生フォントファイルが前条第5項及び第7項に基づき再配布される場合には、以下の全ての条件を満たさなければなりません。
 - (1) 派生フォントファイルを、本使用許諾に定められた条件の下でライセンスしなければなりません。
 - (2) 派生フォントファイルのフォント名又はファイル名として、本フォントファイルが用いているのと同じの名称、又はこれを含む名称を使用してはなりません。
 - (3) 派生フォントファイルは、あたかも国（又は府省庁等）が作成したかのような誤解を与えないよう配慮する必要があります。
- 2 デジタル庁は、利用者が本フォントファイル及び派生フォントファイルの利用により、利用者又はその他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。
- 3 本フォントファイル又は派生フォントファイルのインストール、使用、複製その他の利用に関して、デジタル庁は技術的な質問や問い合わせ等に対する対応その他、いかなるユーザ・サポートを行う義務を負いません。

第4条 許諾の終了

- 1 本使用許諾への承諾の有効期間は、利用者が本フォントファイルを受領した時に開始し、利用者が本フォントファイルを何らかの方法で保持する限り続くものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が本使用許諾に定める各条項に違反した場合は、何らの催告を要することなく、当該利用者はそれ以後、本フォントファイル及び派生フォントファイルを一切使用し又は複製その他の利用をすることができないものとします。ただし、かかる許諾の終了は、当該違反した利用者から派生フォントファイルの配布を受けた利用者の権利に影響を及ぼすものではありません。

第5条 準拠法準拠法及び管轄

- 1 デジタル庁は、本使用許諾の変更バージョン又は新しいバージョンを公表することができます。その他、上記に記載されていない条項に関しては日本の著作権法及び関連法規に従うものとします。
- 2 本使用許諾は、日本法に基づき解釈されます。
- 3 本フォントファイルに関する紛争の解決は東京地方裁判所の専属的合意管轄によることとします。

5. 3月末公開資料について

⑤ (仮称) 基本フォントファイルについて

(仮称) 基本フォントファイルは行政事務標準文字のうち、文字情報基盤文字から標準準拠システムにおいて使用が見込まれない文字を除く等したフォントファイルである。

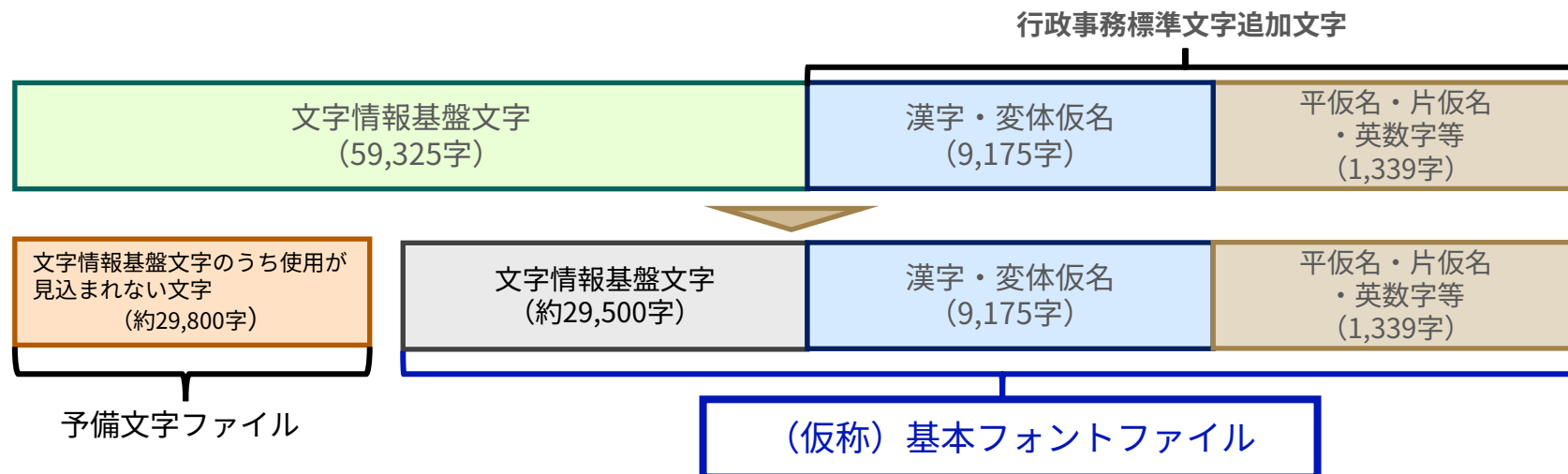
令和6年上半期を目途に公開予定であり、作成に際しては以下の対応を行う予定である。

- ・半角英数字等を等幅化
- ・IVSの対応として定義する後方互換PUPと暫定利用PUPについては、同一の符号位置とならないよう定義

地方公共団体は、(仮称) 基本フォントファイルに実装されていない文字のうち使用したい文字が発生した場合は、所定の様式によりデジタル庁に文字の追加を申請する。

なお、令和7年度末に同定支援ツールでの同定結果を踏まえメンテナンスを行う予定である。

行政事務標準文字 (MJ+)



5. 3月末公開資料について

フォントファミリー名(英語)	9月末公開予定
フォントファミリー名(日本語)	9月末公開予定
フォントファイル名	9月末公開予定
形式	OpenType
ファイル形式 (拡張子)	ttf
収録文字数	約40,000文字 (3月末時点での見込み)
文字コード	JIS X 0221:2020